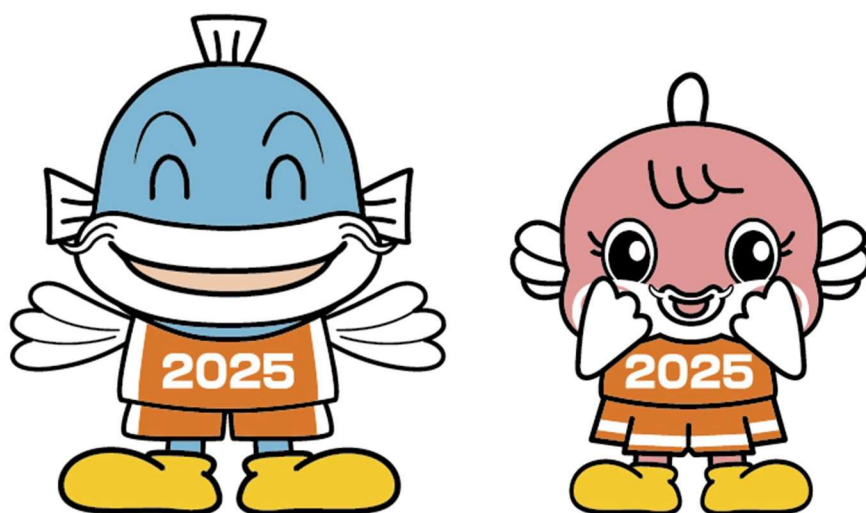


わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

東近江市実行委員会

## 第2回宿泊衛生専門部会



日時 令和5年5月25日（木）午前10時  
会場 東近江市役所東A会議室（東庁舎）

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会  
第2回宿泊衛生専門部会 次第

日時 令和5年5月25日（木）午前10時から

場所 東近江市役所東A会議室（東庁舎）

1 開会

2 部会長あいさつ

3 報告事項

- (1) 専門部会委員の変更について … P 3
- (2) 東近江市実行委員会第2回常任委員会の審議結果について … P 4
- (3) 競技会場一部の変更（案）について … P 5
- (4) 国スポ・障スポ大会会期の決定について … P 6
- (5) 競技別リハーサル大会東近江市開催競技日程 … P 7
- (6) 令和4年栃木国体・障スポ大会視察報告について

4 協議事項

- (1) 東近江市食品衛生対策要項（案） … P 8
- (2) 東近江市弁当調達実施要項（案） … P 10
- (3) 東近江市医療救護対策要項（案） … P 12
- (4) 東近江市防疫対策要項（案） … P 14
- (5) 東近江市環境衛生対策要項（案） … P 15
- (6) 東近江市歓迎おもてなし実施要項（案）＊ … P 17
- (7) 東近江市売店設置要項（案）＊ … P 19

＊(6)、(7)については総務企画専門部会と共有事項

5 閉会

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
東近江市実行委員会宿泊衛生専門部会委員名簿

(順不同・敬称略)

	専門部会 役職名	実行委員会委員 選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	部会長	観光関係	一般社団法人東近江市観光協会	事務局長	木村 義也
2	副部会長	衛生関係	滋賀県東近江健康福祉事務所	所長	小林 靖英
3		観光関係	東近江国際交流協会	事務局	今若 真樹
4		観光関係	東近江市観光ボランティアガイド協会	副会長	今堀 敏仁
5		宿泊関係	一般社団法人東近江ホテル旅館組合	代表理事	平岩 茂人
6		医療・福祉関係	一般社団法人東近江医師会	理事	高畑 正文
7		衛生関係	八日市調理師会	会長	河嶋 裕之
8		市関係	東近江市環境部	管理監 (生活環境担当)	西 直樹
9		市関係	東近江市環境部	管理監 (資源再生推進担当)	五十子 又一
10		市関係	東近江市健康医療部地域医療政策課	課長	角 忠範
11		市関係	東近江市商工観光部	管理監 (観光物産担当)	植田 光彦

東近江市実行委員会事務局	所属	氏名
事務局長	文化スポーツ部	山本 成靖
事務局次長	文化スポーツ部	北川 修
事務局員	文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進課	上田 幸持
事務局員	文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進課	神馬 彰
事務局員	文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進課	高木 章太
事務局員	文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進課	植村 善貴
事務局員	文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進課	宮田 智子
事務局員	文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進課	松川 昂暉
事務局員	文化スポーツ部 国スポ・障スポ推進課	高村 真湖人

【報告事項(1)】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会  
 宿泊衛生専門部会委員の変更について

令和5年5月25日現在

このことについて、次のとおり報告します。

【委員】

(敬称略)

所属機関・団体名	前任者		後任者	
	役職	氏名	役職	氏名
滋賀県東近江健康福祉事務所	所長	寺尾 敦史	所長	小林 靖英
一般社団法人東近江医師会	理事	島田 徹	理事	高畑 正文
東近江市環境部 (※1)	管理監 (廃棄物対策担当)	仲谷 隆彦	管理監 (資源再生推進担当) (※1)	五十子 又一
東近江市健康医療部地域医療政策課 (※1)	管理監 (地域医療政策担当)	井口 みゆき	課長	角 忠範
東近江市商工観光部	管理監 (観光連携推進担当)	山路 哲司	管理監 (観光物産担当) (※1)	植田 光彦

※1：機構改革に伴う変更

【報告事項(2)】

東近江市実行委員会第2回常任委員会の審議結果について

第1回宿泊衛生専門部会（令和4年5月25日）で協議した案件について、第2回常任委員会（令和4年7月27日）で審議決定されたので、次のとおり報告する。

議案	案件	審議結果
第8号	東近江市宿泊基本計画（案）	原案どおり可決
第9号	東近江市医事・衛生基本計画（案）	同上

◎参考 第2回常任委員会の審議結果（その他の専門部会案件）

専門部会	案件	審議結果
総務企画	東近江市広報基本計画（案）	原案どおり可決
	東近江市市民協働基本計画（案）	同上
	東近江市歓迎・おもてなし基本計画（案）	同上
競技式典	東近江市競技運営基本計画（案）	同上
	東近江市施設整備基本計画（案）	同上
	東近江市式典基本計画（案）	同上
	東近江市リハーサル大会基本計画（案）	同上
輸送交通	東近江市輸送交通基本計画（案）	同上
	東近江市警備・消防防災基本計画（案）	同上

【報告事項(3)】

競技会場一部の変更（案）について

このことについて、下記のとおり報告する。

記

1 変更内容

【変更前】

種目	種別	競技会場	競技 日数	令和7年（2025年）			
				10/4 （土）	10/5 （日）	10/6 （月）	10/7 （火）
サッカー	成年男子	東近江市総合運動公園布引陸上競技場	3	●		●	●
		京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド（2面）	2	●	●		

【変更後】

（令和5年5月25日現在）

種目	種別	競技会場	競技 日数	令和7年（2025年）			
				10/4 （土）	10/5 （日）	10/6 （月）	10/7 （火）
サッカー	成年男子	東近江市総合運動公園布引陸上競技場	3	●		●	●
		京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド（ <u>1面</u> ）	2	●	●		
		<u>東近江市能登川グラウンド（1面）</u>	2	●	●		

2 変更理由

京セラ株式会社の諸事情により、京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド2面のうち1面が使用不可となったため。

【報告事項(4)】

国スポ・障スポ大会会期の決定について

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の大会会期及び競技会会期が決定されたことから、本市開催競技について次のとおり報告する。

1 第79回国民スポーツ大会

令和7年9月28日（日）から10月8日（水）までの11日間

【東近江市開催競技会期】

（令和4年12月9日時点）

競技	種目	種別	競技会場	9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8
				日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
サッカー		成年男子	東近江市総合運動公園布引陸上競技場							●		●	●	
			京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド							●	●			
ボクシング		成年男子	東近江市能登川アリーナ	●	●	●	●	●						
		成年女子												
		少年男子												
軟式野球		成年男子	東近江市ひばり公園湖東スタジアム							●	●	●	●	
ソフトボール		成年男子	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	●	●	●								
カヌー	スプリント	成年男子	伊庭内湖特設コース						●	●	●	●		
		成年女子												
		少年男子												
		少年女子												
ゴルフ		女子	名神八日市カントリー倶楽部	●	●	●								

【会期前実施競技】 令和7年9月21日（日）

競技	種目	種別	競技会場	9/21
				日
自転車	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	東近江市特設ロードレースコース	●

2 第24回全国障害者スポーツ大会

(1) 大会会期

令和7年10月25日（土）から10月27日（月）までの3日間

※競技会会期は、令和5年度末までに日本パラスポーツ協会・文部科学省と協議の上、決定されます。

(2) 東近江市開催競技・競技会場

ア 競技名（種別） グランドソフトボール（身体障害）

イ 競技会場 東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド

(3) リハーサル大会日程

令和7年5月24日（土）から5月25日（日）までの2日間のうち1日

【報告事項(5)】

○第79回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会東近江市開催競技日程

令和5年5月25日現在

競技名	大会期間 (令和6年)	大会名	競技会場	種別	チーム数	共催市 ◎主会場	練習会場
サッカー	10月18日～23日	第60回全国社会人サッカー選手権大会	東近江市総合運動公園布引陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド 東近江市能登川グラウンド(案)	成年男子	32チーム	守山市 大津市 甲賀市 ◎東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド 東近江市総合運動公園布引多目的広場 東近江市蒲生運動公園第一グラウンド 東近江市ふれあい運動公園
ボクシング	未実施						
自転車 (ロード・レース)	8月～9月 (1日)	第59回全国都道府県対抗自転車競技大会	東近江市特設ロードレースコース	男子 女子	47チーム	◎東近江市	東近江市特設ロードレースコース
軟式野球	11月2日～4日	第28回西日本軟式野球選手権大会	東近江市ひばり公園湖東スタジアム	成年男子	27チーム	◎東近江市 近江八幡市 草津市 守山市 甲賀市 日野町	東近江市すこやかなの杜運動公園野球場 東近江市おくの運動公園野球場
ソフトボール	9月14日～16日	第76回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	成年女子	32チーム	高島市 草津市 ◎守山市 東近江市	東近江市長山公園グラウンド 東近江市蒲生運動公園第一グラウンド
カヌー (スプリント)	10月～11月 (2日間)	第61回関西カヌースプリント選手権大会	伊庭内湖特設コース	成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	約300人	◎東近江市	伊庭内湖特設コース
ゴルフ	未実施						

○第24回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会東近江市開催競技日程

競技名	大会期間 (令和7年)	大会名	競技会場	種別	チーム数	共催市 ◎主会場	練習会場
グラウンドソフトボール	5月24日～25日 (うち1日)	未定	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド	身体障害者	未定	◎東近江市	未定



## 【協議事項(1)】

### わたSHIGA輝く国スポ東近江市食品衛生対策要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

#### 3 食品衛生対策

##### (1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

##### (2) 食品衛生管理の強化

関係機関、団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調整施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

##### (3) 健康管理

関係機関、団体等の協力を得て、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

##### (4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者に食中毒患者が発生した場合は、被害拡大を防止するため、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

#### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 東近江市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年7月 日から施行する。

## 【協議事項(2)】

### わたSHIGA輝く国スポ東近江市弁当調達実施要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市宿泊基本計画」に基づき、東近江市で開催される「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定めるものとする。

#### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

#### 3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

#### 4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幹旋弁当 選手、監督、視察員及び報道員に幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

#### 5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については国スポ開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

#### 6 弁当の料金

弁当の料金は、公益社団法人日本スポーツ協会が定める第79回国民スポーツ大会（滋賀県）宿泊要項に準じるものとする。

## 7 弁当調製施設の指定

弁当調製施設の指定は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) わた S H I G A 輝く東近江市実行委員会宿泊衛生専門部会において選定し、実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第 1 号）を交付する。

## 8 指定取消し

実行委員会は、前項の規定により指定をうけた弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

## 9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

## 10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

### 附 則

この要項は、令和 5 年 7 月 日から施行する。

(様式第1号)

弁当調製施設指定書

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

東近江市実行委員会会長 小 椋 正 清

「わたSHIGA輝く国スポ」及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

## 【協議事項(3)】

### わたSHIGA輝く国スポ東近江市医療救護対策要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

#### 3 救護所の設置

##### (1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

##### (2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

##### (3) その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、AED（自動体外式除細動器）、担架等を配備する。

#### 4 医療救護体制

##### (1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて救急自動車の出動依頼を行い、医療機関に移送する。

##### (2) 練習会場における医療救護

練習会場に医療品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

##### (3) 炬火イベント等における医療救護

本市内における炬火イベント等の開催に際しては、必要に応じて医療救護を実施する。

##### (4) 宿舎における医療救護

国スポ参加者等が、宿舎において発病若しくは負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

(6) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

5 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年7月 日から施行する。

## 【協議事項(4)】

### わたSHIGA輝く国スポ東近江市防疫対策要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

#### 3 防疫対策

##### (1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取り組みを奨励する。

##### (2) 感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、東近江市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

##### (3) 感染症患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供する等、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

#### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 東近江市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

#### 附 則

この要項は、令和5年7月 日から施行する。



## 【協議事項(5)】

### わたSHIGA輝く国スポ東近江市環境衛生対策要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市医事・衛生基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

#### 3 環境衛生対策

##### (1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、団体等と連携し、市民、国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

##### (2) 会場等の環境美化

関係機関、団体等と連携し、競技会場、練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

##### (3) 生活環境の美化

関係機関、団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

##### (4) 宿舎の衛生対策

関係機関、団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生を保持するよう指導に努める。

##### (5) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制及び分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。また、リサイクルできない廃棄物については、適正に処理を行う。

##### (6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

関係機関、団体及び地域住民等の協力を得て、ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、環境衛生の保全に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関、団体等と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 東近江市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年7月 日から施行する。

## 【協議事項(6)】

### わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市 歓迎・おもてなし実施要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、歓迎装飾による開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図り、心のこもったおもてなしを行うとともに、観光情報等の発信を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 実施内容

##### (1) 歓迎装飾

###### ア 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

###### イ 装飾内容

景観等に配慮し、周辺環境との調和を図り、効果的に歓迎の意を表す装飾を心掛けて看板、横断幕、のぼり旗及びプランター等を設置する。

###### ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、期間を定める。

###### エ 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が必要と認めるものを除く。

##### (2) 接遇

ア 関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会係員、ボランティア等に必要研修を行い、接遇意識の向上に努める。

##### (3) 情報発信・提供

ア ホームページ、SNS等により情報を発信する。

イ 本市の多彩な地域資源の魅力を知ってもらうため観光ガイドブック・マップを作成する。

ウ 案内所、休憩所、その他必要と認められる場所を活用して観光ガイドブック・マップ等を配布し、大会参加者等に大会期間中の情報発信及び終了後の本市への再訪に繋げる。

### 3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎及びおもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における業務内容については、滋賀県が設置したわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

#### 附 則

この要項は、令和5年7月 日から施行する。

## 【協議事項(7)】

### わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市歓迎・おもてなし基本計画」に基づき、「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）のおもてなしに努めるとともに、東近江市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 設置場所

売店は、競技会場に設置する。

#### 3 設置期間

売店の設置期間は、競技会場における競技の開始日から終了日までとする。

#### 4 開設時間

売店の開設時間は、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

#### 5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり1ブース約20㎡とする。ただし、実行委員会は出店状況等勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

#### 6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の売店出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にとっては、実行委員会に申出をするとともに、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

- (1) テント1張以内（テント以外での出店の場合は、テントの準備はありません。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内
- (4) その他実行委員会が運営設備として必要があると認めたもの

#### 7 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を

免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し「出店料免除決定通知書（様式第8号）」を発行する。

ア 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ 上記に掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認める者

(4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。

(5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

## 8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコールを除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

## 9 出店者要件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、東近江市内に店舗を有して営業している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会（第78回国民スポーツ大会含む。）以降の国体又は競技別リハースル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

ア 競技開催期間中、この要項で定める事項を厳守し、継続して出店するこ

と。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 納税義務が履行されていること。

カ 「東近江市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団、又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

## 10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

なお、保健所へ模擬店等の食品取扱届出が必要な出店者は、実行委員会に申出をすること。本申請書類の情報を基に、実行委員会が模擬店等の食品取扱届出書を作成し、保健所へ提出する。

## 11 出店者の選定

実行委員会は、前項の規定に基づき出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産等のPR、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。

ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 売店における販売品目を取り扱う地元の商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉団体等
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

## 12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店許可決定通知書（様式第5号）」を交付する。また、出店料の納付を確認した後、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

## 13 保健所及び消防署への手続き

### (1) 保健所

ア「模擬店等の食品取扱届出書」の保健所への提出については、届出が必要なものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

イ 実行委員会は、出店申請書類の情報を基に、「模擬店等の食品取扱届出書」を作成し、提出するものとする。

なお、出店者は、申請書類の内容と変更する場合は、速やかに実行委員会へ報告すること。

(2) 消防署

東近江行政組合火災予防条例（昭和 47 年中部地域消防組合条例第 1 号）第 45 条第 1 項第 6 号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

14 売店責任者

(1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。

(2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

(4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等をすること。

(5) 許可された品目以外のものを販売すること。

(6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。

(7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。

(8) 実行委員会の許可を受けていない対象火器具等又は燃料等危険物を使用すること。

(9) その他国スポ運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

16 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 実行委員会から交付される「売店出店許可証（様式第 6 号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。

(2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。

(3) 販売品には、関係法令等を表示するところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。

(4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは



掲示しないこと。

(5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。

(6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。

なお、原則として搬出入車両は、1売店につき1台とする。

(7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国スポ運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。

(8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。

(9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。

(10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。

(11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。

(12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

(13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

## 17 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 18 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応にあたるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

(1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。

(2) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、その交付日から大会終了日までの間に食中毒を発生させたとき。

(4) 保健所からの指示があったとき。

(5) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 21 補填及び補償

(1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することができない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

## 22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 23 個人情報取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 24 その他

(1) 実行委員会は、売店の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。

(2) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

(3) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営に関し、必要に応じてこの要項を準用する。

(4) 「わたSHIGA輝く障スポ」及びその競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、滋賀県が設置するわたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会と別途協議の上、必要に応じてこの要項を準用する。

## 附 則

この要項は令和5年7月 日から施行する。

## 売店出店申請書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会

会長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名

\_\_\_\_\_及び氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

わたSHIGA輝く国スポにおいて、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が運営する競技会場に売店を出店したいので、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項第10項の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場 \_\_\_\_\_（競技名： \_\_\_\_\_）

2 出店希望形態 テント（ \_\_\_\_\_ 張） ・その他（ \_\_\_\_\_ ）

3 添付書類

(1) 売店責任者及び従事者の本人確認書類

（運転免許証、パスポートの写しなど、顔写真のある公的機関が発行したもの）

(2) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）

※営業許可申請書の写しの場合は、許可が下り次第速やかに実行委員会へ提出すること。

(3) 市税の未納がないことがわかる書類（完納証明書、納税証明書（写し可、発行から3か月以内のもの））

4 その他

当該売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに提出してください。申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類を(4)及び(5)は各1通のみで構わない。

## 売店出店概要書

(ふりがな) 商号又は名称				
(ふりがな) 代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	T ・ S ・ H		年 月 日	
所在地	〒			
連絡先	《電話》	《FAX》		
出店担当者	《氏名》	《電話》		
業種				
主要取扱品目 (該当品目をすべて○で囲んでください)	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品・飲食物(製造加工品) 飲食物(現地調理品)・宅配便・その他( )			
火気又は燃料等 危険物の使用	有 種類( ) ・ 無			
国体等出店実績	有 ( ) ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日		従業員数	人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無		過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧				
No	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書

(商号又は名称： )

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※ ふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	搬出入車	備考
		有 ・ 無		
		有 ・ 無	/	
		有 ・ 無	/	

※ 車両の種類は、「2tトラック」「軽トラック」等を記入してください。

※ 搬入、搬出に使用する場合は、「搬出入車」欄に○を付けてください。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表（東近江市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※ 火気又は燃料等危険物の使用を伴う備品を使用する場合は記入してください。  
(発電機、ホットプレート、プロパンガス等)

※ 消防署への届出に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。  
記入がない場合は、火気又は燃料等危険物の使用はできません。

## 誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会  
会長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者役職名 \_\_\_\_\_  
及び氏名 \_\_\_\_\_ 印

わたSHIGA輝く国スポにおいて、競技会場への売店出店申請に当たり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が本承諾書を似て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請書及び許可後の申請にあたり、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項を遵守します。
- 2 「東近江市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団員及び暴力団並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 販売品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属: \_\_\_\_\_  
担当者氏名: \_\_\_\_\_  
電話番号: \_\_\_\_\_  
F A X: \_\_\_\_\_  
E m a i l: \_\_\_\_\_

## 売店許可決定通知書

国障東実委第 号  
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会  
会長 ○ ○ ○ ○

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が設営運営する競技式典の売店の出店について、下記の内容で決定となりました。つきましては、下記口座へ令和 年 月 日 ( ) までに出店料を納入してください。

### 記

- 1 出店会場 (競技名： )
- 2 出店形態 テント ( 張) ・ その他 ( )
- 3 出店料 \_\_\_\_\_ 円
- 4 指定振込口座

金融機関 銀行 支店

預金種別 普通

口座番号

口座名

※ 振込手数料については、出店者負担となります。

### 【問合せ】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会

電話番号：0748-24-5675

FAX : 0748-24-5571

## 売店出店許可証

国障東実委第 号  
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会  
会長 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付で申請があったわたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

### 記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代表者役職名及び氏名	
出 店 許 可 会 場	(競技名： )
出 店 許 可 期 間	令和 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項を遵守すること。



## 売店出店料免除申請書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会  
会長 ○ ○ ○ ○ 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職名

\_\_\_\_\_及び氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店の出店料について、わたSHIGA輝く国スポ東近江市売店設置要項第7項第3号の規定に基づき免除申請します。

### 記

- 1 出店会場 (競技名： \_\_\_\_\_)
- 2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	国又は地方公共団体
<input type="checkbox"/>	その他実行委員会において特に必要と認める者

(連絡担当者)

担当者所属： \_\_\_\_\_

担当者氏名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

F A X： \_\_\_\_\_

E m a i l： \_\_\_\_\_

## 出店料免除決定通知書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会  
会長 ○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付で申請があったわたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会が運営する競技会場内の出店料について、下記のとおり出店料を免除します。

### 記

- 1 免除対象出店会場 (競技名 : )
- 2 免除理由

令和7年

44年ぶり!

# 2025年 滋賀県で開催!!

## わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

東近江市競技種目

国スポ：2025年9月28日から10月8日まで  
障スポ：2025年10月25日から10月27日まで



サッカー



カヌー  
(スプリント)



軟式野球



ゴルフ



ボクシング



自転車  
(ロード・レース)



ソフトボール



グラウンドソフトボール

国民体育大会(国体)から  
国民スポーツ大会(国スポ)へ  
名称変更されます



東近江市実行委員会  
ホームページ



【問合せ先】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ東近江市実行委員会

(東近江市文化スポーツ部国スポ・障スポ推進課内)

TEL：0748-24-5675 FAX：0748-24-5571

E-mail：kokusupo-syosupo@city.higashiomi.lg.jp

【メモ】

A large, vertically oriented rounded rectangle with a solid black border. Inside the rectangle, there are 15 horizontal dashed lines spaced evenly, providing a template for writing notes.